## 歯科再生医療推進ネットワーク協議会会則

(名称)

第1条 本協議会は、歯科再生医療推進ネットワーク協議会と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、日本再生医療学会と歯科関連学会等との連携を通して、歯科再生医療等の推進に向けた集学的な協力関係を構築し、歯科再生医療の健全な発展に資することを目的とする。

(事業)

- 第3条 本協議会は前条の目的を達成するため、次の各号の事業を行う。
  - (1) 各学会に於ける再生医療関連の講演会等の開催
  - (2) その他本協議会の目的を達成するために必要な事業

(協議会の構成員)

- 第4条 本協議会は、次の各号に掲げる構成員をもって構成する。
  - (1) 一般構成員 各歯科関連学会等の選任した代表者1名
  - (2) 世話人 日本再生医療学会において事務を司る役職員若干名
  - (3) 顧問 日本歯科医学会および本協議会が適当と認めた機関の選任した 代表者1名

(構成員の権利および義務)

第5条 構成員は本協議会に出席し意見を述べることができ、日本再生医療学会からの諮問に対する協議会の答申に対し、構成員としての信義に従い誠実に努力することとする。また、世話人は1年に1回以上、協議会の企画運営を行わなければならない。

(会費)

第6条 会費は無料とする。

(経費)

第7条 本協議会の開催費用は日本再生医療学会が負担し、一般構成員および顧問の旅費 および日当等は各構成員の所属する機関が負担することとする。

## (改廃)

第8条 本規程の改廃は、本協議会の決議によって行う。

## 附則

1. この規程は、2018年8月3日から施行する。